第二十九　肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組
備考　当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。	

別表第二十九　肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組
備考　当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。	

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）の規定は、令和四年度分の国庫補助金から適用する。

２　前項の規定により新令の規定が適用されるまでの高等学校及び特別支援学校の高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月二十三日

国家公安委員会委員長　棚橋　泰文

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（警察庁の定員）			
第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	四四四人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	
生活安全局	二四六人	組織犯罪対策部の定員を除く。	
刑事局	三六二人		

改正前			
（警察庁の定員）			
第一条　［同上］			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	四四四人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	
生活安全局	二四六人	組織犯罪対策部の定員を除く。	
刑事局	三六二人		